

**第3回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成15年8月12日

川薩地区法定合併協議会

第3回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年8月12日(火)
開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)
開 会 午後2時44分
閉 会 午後4時41分
出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工
	今 村 松 男	安 田 文 仁	村 原 政 和
	肥 後 耕 作	川 畑 禮 二	平 林 徳 子
	塩 田 至	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平
	外 園 加 一	純 浦 勝 志	山 下 廣 江
	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝
	宮 和 勇	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上53名

顧 問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 日笠山 直 宏

以上 1名

専門部会長等 福 留 久 根
村 尾 光 政
本 田 憲 證
桑 原 道 男

平 敏 孝
新 武 博
上 戸 健 次

岩 下 晃 治
岩 下 満 志
木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第12号 新市名称の公募方法等(案)について

議案第13号 新市名称候補選定基準等(案)について

(2) 提案事項

提案第 8号 新市まちづくり計画案について

提案第 9号 地方税の取扱いについて

提案第10号 補助金、交付金等の取扱いについて

提案第11号 障害者福祉事業について

提案第12号 高齢者福祉事業について

(3) 報告事項

合併協定項目市町村協議スケジュールについて

地域情報化計画策定について

新市名称等検討小委員会の報告について

社会福祉協議会の協議状況について

事務の進捗状況について

一部事務組合について

(4) その他

次回協議会の開催等について

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

お手元の資料でございます。資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料、資料 3、新市まちづくり計画書 [原案]、資料 4、新市まちづくり計画書 [概要版]、資料 5、地方税の取扱い (参考資料)、資料 6、補助金、交付金等の取扱い (参考資料) 以上でございます。

それでは、ただいまから第 3 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

お盆を前にいたしまして、何かと皆様方にはお忙しいこととは存じましたが、本日、第 3 回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、万障お繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ところで、台風 10 号につきましても、この私ども薩摩半島を中心に、大きな被害が出るのではなかろうかと想定されておりましたけれども、幸いにいたしまして直撃を免れ、本当に安心をしているところでございます。皆様方におかれましても、大変、実りの秋を目前に控えて、蔬菜園芸、果樹等を含めまして、大きな被害が心配されたところでございましたけれども、大過なく台風が過ぎ去ってくれまして、本当にこの地域にとってはよかったと思う次第でございますが、ご案内のとおり、東北地方、あるいは北海道地域におきましては、大変な大暴れをしたようでございまして、後から本当に背中凍る思いもいたしているところでございます。

ところで、川薩地区法定合併協議会につきましても、ご案内のとおり、7 月 10 日に再生、新市を作っていくべく、1 市 4 町 4 村で法定協議会を立ち上げたところでございますが、それ以来、今日まで、皆様方大変な温かいご理解とご支援、そして事務局スタッフの日夜に渡る大変な努力によりまして、串木野市の関係分を除き、下甕分の新しい関係の事務事業を挿入いたしまして、今日ではだいたい遅れの 3 ヶ月を取り戻した状況までに、事務事業が整理されてまいりましたことは、大変ありがたく、関係者各位に感謝を申し上げる次第でございます。

とりわけ新市まちづくり計画につきましても、一つの原案が出来上がりました。来る 17 日から、今月 17 日から祁答院町を皮切りに 52 の会場で、新しいまちづくり計画の素案について、説明会を開催していくことにいたしているところでございます。

また、いろいろとこれまで持ち帰りをしていただいております、補助金の関係とか、あるいは手数料の関係とか、あるいは任意団体、とりわけ公共的団体等の組織等をどうするかということ等につきましても、それぞれ専門部会におきまして、検討を進めているところでございます。

ところで、特に公共的団体の取扱い等につきましても、とりわけ法律に定められました社会福祉協議会につきましては、先般、9つの団体が集まりまして、初めて第1回目の川薩地区社会福祉協議会合併協議会がスタートしたところでございます。いろいろと社会福祉協議会の会長さん方のご意見を、私も先日、その会に出まして、お伺いしたわけでございますが、もう総論賛成、各論につきましては、いろんな団体のいろんなものが、事務事業がございまして、調整については大変これは厳しいものがあるなというふうに思ったところでございますが、お互いに社会福祉協議会におかれましても、法律で一本にしかまとめることができないことになっております。他の公共的団体については努力目標でございまして、社会福祉協議会是一本でなければいけません。

したがって、川薩地区法定合併協議会に足並みを揃えて、これからピッチを上げて、いろんな協議を進めていかれることになっているところでございまして、法定協の会長といたしましても大変ありがたく、社協の会長さん方のお取り組みに大いに期待を申し上げているところであります。

ところで、県内におきましても、新聞紙上等で毎日のように動きがございまして、96団体のうち80団体が何らかの形で協議を進めているところであります。17年3月を目標に、それぞれ精一杯皆さん方が広域合併に向かってお取り組みをいただいているところでございまして、中でも私どもの川薩地区法定合併協議会におきましては、先ほども申し上げましたとおり、新市まちづくり計画案等を含めまして、県下の中では、やはり最先端を走って、それぞれ業務を推進しているところでございまして。

ところで、本日提案されます新市まちづくり計画案につきましては、地域力が奏でる都市力の創出を基本理念といたしまして、市民が創り、市民が育む、交流躍動都市を将来都市像として掲げて、その実現のためにあらゆる施策を、新市の一体化のために、新市の均衡ある発展のために、効果的に展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

本日、提案を受けまして、各市町村の小学校区単位で、説明会を行っていくこととなりますが、委員各位におかれましては、それぞれの小学校区におきまして開催をしてまいりますので、新市まちづくり計画案に対しましてご意見はもとよりでございますが、合併に関わるいろんな諸問題につきましてのご質問も、住民の皆さん方からあろうかと存じますが、その際はひとつ委員の皆様方からも適切なご助言、ご指導を賜れば、大変このまちづくり説明会が順調に進むのではなかろうかと、かように思う次第でございます。

実は昨日、川内港に新幹線が陸揚げされました。九州新幹線鹿児島ルートを走ります、新しい新型800Kのつばめの車両が6両ほど川内港に陸揚げされたところでございます。昨夜、午前1時ごろから、今朝、明け方に着きまして、川内の車両基地に運ばれたところでございます。これから11月まで、30両の車両が全部川内港に陸揚げされ、車両基地に運ばれますことになっております。来月の下旬からは、いよいよ走行テストが始まります。

そうしますとすると、この新しい新市ができますこの地域で、新幹線がさっそうとこの

秋の薩摩路を、テスト運転ではございますけれども、走る姿が市民の皆様方に、あるいは地域の皆様方に、関係市町村の皆様方の目にとまるのではなかろうかと、かように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、おらがまちのところから新幹線の電車が出発をするということは、大変、これから合併しようとする皆様方、各市町村におきましても、大変、何となく元気が出てきそうな、新しい大きな夢と期待が持てるような感じがするところでございます。

1市4町4村が一体となって、この新幹線につきましても、大いに利活用し、それぞれの特色ある、現在の市町村の諸行事とうまくリンクさせて、できるだけ川内、この地方に素通りをしないように、観光の客を、都会の煩雑さを避けるために、心の癒しを得るために、この薩摩路のほうに多くの都会の人達が来れるように、お出でになさるように、私ども皆さん方と一緒に、また知恵を絞っていかなければいけないと、こういうふうにも考えているところでございます。

そういう意味におきまして、合併に向かったの第一歩とも言える、新しい21世紀のまちづくりの一つが、昨日、実現をいはじめたということでも、私どものこの川薩地区協議会では、大きな一つの活力となるものがスタートしたというふうに理解をしてもいいのではなかろうかと思う次第でございます。

ところで、去る7月の10日に、新しい法定協がスタートいたしますと同時に、串木野市の離脱の申し入れがなされたところでございまして、それにつきましては、首長調整会の中で、その申し入れについては受けたところでございますが、新たにこの申し入れについて、それぞれの市町村に持ち帰って、議会に諮って議決を得て、そして正式にこの会議でも諮って、離脱の決定がなされるわけでございますが、一応、そういう申し入れを受けたということにいたしております。

休止の状態であって、あくまでも離脱を決定して離脱されたということではございませんので、一部新聞報道等でも、何かこう川薩地区法定合併協議会等との関連で、いろいろニュースが出ているようでございますが、決して、休止の状態でございます、これを全部解散したとか、離脱を承認したとかということはございませんので、委員の皆様方におかれましては、お含みおきをいただきたいと存ずる次第でございます。

最後はあくまでも議会の議決を経て、当協議会の決定をしていかなければならないということを申し上げたかったわけでございます。

今日は、いろんなまた議題につきまして、ご審議をいただきますが、どうかひとつ明日の新しい新市の誕生を夢見て、本日、委員各位から建設的なご意見をどしどし発表していただきますことを、心から期待を申し上げ、本日の会議が実り多きことを念じつつ、開会のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 52 名で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

続きまして、協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではこれからしばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

ではまず、傍聴者の皆様をお願いを申し上げます。お手元に配布してございます、傍聴の心得をよくご理解いただきまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、それぞれ発言の前に委員名を名乗っていただきまして、発言をしていただきますように、ご協力方をよろしくをお願いを申し上げます。

では早速、審議に入ります。

まず第 1 点目、議案第 12 号、新市名称の公募方法等（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

それでは、本日の説明につきましては、資料 2 に基づきまして説明いたします。資料 2 をお願いいたします。

ただいま議長から説明指示のございましたのは、資料 2 の 1 ページをお開き下さい。本日の会次第が書いてございますが、3 . 議事、(1) の議案審議の議案第 12 号、新市名称の公募方法等の案についてでございます。ページ 5 ページから始まります。

なお、本日はご覧のとおり、議案審議が 2 件、(2) の提案事項が 5 件、持ち帰り案件でございます。それから (3) の報告事項が 6 件となっております。

それでは、資料 2 をお開きいただきまして、5 ページをお願いいたします。

5 ページが (1) 議案審議、議案第 12 号、新市名称の公募方法等の案についてでございます。本件につきましては、括弧書きにございますように、7 月 24 日の第 2 回協議会提案の継続審議事項でございます。

本件につきましては、去る 8 月 7 日、第 2 回の幹事会では、それまで各議会等で再協議

の進んだ市町村からの結果報告がございました。

なお、本日、13時30分からの第2回市町村長調整会で、最終的な議案の確認を行っております。

それでは、6ページから、()新市名称の公募実施等の案につきまして、ポイントにつきまして、ご説明を申し上げます。

3の公募方法につきまして、(2)の応募方法がございしますが、ちょうど6ページの中段右のほうに、その意味・命名の理由というのがございしますが、これまで個々に理由を書かなければ無効取扱いという考え方もあったわけですが、8月7日の幹事会などでも、例えば小学校の低学年生が書く場合は、応募する場合は、この理由を書かない場合も想定されるので、有効としてはどうかということで、特にこの記入しない場合は無効ということを削除して欲しいということがございました。

それで、これは、その意味・命名の理由につきましては、特に書かなくても有効の取扱いとなります。ということで、ご理解をお願いいたします。

それから、(3)の公募期間でございしますが、平成15年8月25日から9月25日までとするということで、スケジュールにつきましては、後ほど一括して説明いたします。

開けていただきまして、7ページでございしますが、(8)の現在の市町村名の使用についてでございますが、基本的に前回の提案と中身は変わっておりません。表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったものは無効(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効)ということで、これが当初原案のとおりでございまして、前回、ただし書きの挿入で、現在の9市町村名に組み合わせた名称については有効ということ、今回、提案しております。

それから、確認的に、(10)その他事項でございしますが、これも前回と変わっておりませんが、これまでの川西薩法定協への応募作品につきましては、応募者と連絡を取りまして、応募者の同意がある場合は、川薩地区法定協への応募作品とするものでございます。これまで1,598件、680種類のものが川西薩法定協に寄せられております。

それから、8ページが、ただいまのことを住民向けに、ですます調にやさしく書き換えたものでございまして、1の公募内容の(2)、アンダーラインのただし書きがございしますが、基本的には変わっておりませんが、括弧書きに、他の文字を組み合わせた名称ということで、分かりやすい文言を挿入して、これから広報していきたいと考えております。

開けていただきまして、9ページは変わっておりません。

それから、10ページでございしますが、前回、継続審議をお願いしたことで、スケジュールが変わっております。

10ページの左上、7月24日、第2回協議会におきまして、募集要項等の継続審議の取扱いとなりました。そして、本日、8月12日、第3回協議会におきまして、募集要項等

の承認をいただきましたならば、右のほうになります。10 ページの右の事務局の欄でございますけれども、8月25日から公募開始を行い、9月25日までを公募締め切りとしたと考えております。そして、その結果を小委員の皆様へ発送いたします。

なお、応募数のこともございますけれども、状況によりましては、小委員会の委員の皆様には、中間集計の送付も検討しているところでございます。

そして、中段の小委員会のコーナーでございますが、10月9日までに、各委員の皆様が集計結果を基に20点程度を選出して、事務局に提出をしていただきます。そうしますと、右のほうに矢印がございますけれども、事務局のほうでは、各委員から提出されました各20点を取りまとめまして、上位30点程度を選出、集約いたします。

そして、10月14日に、第5回の小委員会におきまして、20点程度を絞り込んでいきます。この過程では、選定理由も検討していくことになります。10月14日のこの20点絞り込みを、10月24日の第8回法定協に中間報告といたします。そして、その20点の中から、11月4日と11月17日、小委員会の方はお忙しい中がございますけれども、今回、2回の名称5点程度の絞り込みの会議を設けております。そして、11月の27日、第10回協議会に、新市名称につきまして、5点程度を提案いたします。そして、12月24日、第11回協議会におきまして、新市名称の1点を決定していきたいと考えております。

なお、法定協の関わりを申し上げますと、10ページの左の上のほう、9月25日、第6回協議会におきまして、5点程度を1点に絞り込む採決方法の協議をお願いしたいと考えております。このやり方につきましては、まだ定まっておられませんので、9月25日の時に1点の採決方法についての協議をお願いいたします。

以上で、継続審議事項でございます。議案第12号、新市名称の公募方法等についての説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、議案第12号、新市名称の公募方法等（案）について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

上野一誠委員

本音でご意見を言おうということで、いつもこの会には、そのような気持ちを持って参加しておりますけれども、実は、このご提案には、何と言いますか、賛成はするものでありますけれども、川内市のほうから、公募の組み合わせについての理解を求められまして、入来、樋脇、祁答院町、3町が前回、今まで決まっとおり、そしてその決まったことを尊重して、このまま行ってはどうかという、あるいは住民説明会でも、自治体の名前は使わないということで説明をしてきました背景もありまして、前回はそのような判断をしたわけでありまして。

今回、いろいろ岩切助役さんをはじめとして、川内ご当局のいろんなご尽力によって、いろいろご説明もされまして、川内市としては、頭から川内市が人口が多いから、あるいはそういうピンタから物事は言わないと。共に肩を並べて、我々も行動を起こしていきたいという、誠意ある、そういうご説明もありました。

いろいろとそれなりに議論をする中で、やはり川内の皆さん方から見れば、十分このことが川内という名前が消えることは好ましくない。やはり公募としては、是非そのことを認めてもらいたいというようなご意見でもありました。

言わば川内市だけが字名を使わないで、そして他が使えるということは、これはあってはならないというふうに思っておりますし、もちろんそうであれば、入来という名前自体を使うべきではないというふうな考え方でありましたが、結果的には手続き上によって、川内という名前は使えるんだということでもあります。

ただし、60数箇所町という名前があって、そのことを全てにつけることは、いろいろ問題もあるではないかと。ですから、今回、こういうご提案をしたいということで、3町もそれぞれの議会で理解を示したということで、ご提案になったというふうに思います。

いろいろ川内市のご当局のご尽力にも感謝申し上げますが、後々、小委員会、あるいは5つのそういう決定を見て、最終的にはこの法定協で決定を見なければいけない問題でもありますが、それと関連しますので、この際、冒頭にひとつご確認をしておきたいと思うことですが、我々議会もいろいろ議論はありました。その中で、是非、公募だけでもひとつ認めてもらいたいというようなご意見も、川内市からあったわけですが、その中で、もしこのことが新市の中で、その時に議論すればいいのではないかという議論もあるんですけども、新市の中で、もし川内市が新市の名前として残らなかった場合には、当然、字名として川内市というのは、どういう形で残されていくのかなということも一方ではあるというふうに思うんです。

ですから、公募と選定は別だという考え方に立って、ご提案だというふうに思っておりますが、そういうことで理解しておいていいかということがまず1点と。

もう一つは、今後のこの議事のいろんな進め方について、この場で、この場所で、今、申し上げていいかどうか分かりませんが、今回、いろいろと川内当局が一つの理解を、できるだけ全会一致ということで理解を求められていきました。そうしますと、今後、いろんなそういうことが、全会一致ということが出てこない場合も縷々あるというふうに思っているんです。

今回は、合併項目の4項目の大事な部分でありますから、今後、そうした時に、全会一致という形で全て進めばいいですが、そのへんがいろいろ違った場合の、そういう理解の求め方というものを、協議会としてどのようにされていかれるのか。もう多数決、3分の2という形でやられるわけですが、それを理解を得るために、例えば会長あたりが、そのまた同じような形で、今回されたような形で行動を起こされるかどうか。そのへんもご確

認をしておきたいと、この2点を確認しておきたいと思います。

森卓朗会長

ただいま上野委員のほうから、2点ほど質問がありました。

幹事長のほうから、川内市の助役のほうとしても兼ねまして、答弁をいただきます。

岩切秀雄委員

1点目のご質問は、川内市の考えとして説明をさせていただきます。

公募と選定は別かというご質問でございました。それはそのように考えております。

2点目の全会一致については、幹事会でも協議をいたしました。そして、先ほどの調整会でも協議をしていただきました。

川薩地区法定合併協議会会議運営規程の第5条で、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというので、今後の一元化問題については、全会一致を求めるとするのは難しいことも予想されるということで、場合によっては、この協議会の3分の2以上をもって決することもやむを得ないというようなことで、意見集約をしていただきました。

と言うのは、基本4項目については、やはり原則全会一致が必要だろうということを建前として協議をしていただきましたので、幹事会で協議をする中で、どうしても持ち帰って、議会の意見が分かれた場合は、最終的にはこの協議会で3分の2以上をもって決することにやぶさかでないという調整会での意見もございましたので、できればそういうふうにしていただきたいということでございます。以上です。

森卓朗会長

上野委員、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

上野一誠委員

結構です。

森卓朗会長

ただいま、幹事長のほうから、あるいは川内市の助役として、第1点目については答弁をいたしましたところでございます。とりあえず組み合わせで、応募のチャンスだけは出させていただきたいと。あとは小委員会の整理をもって、そしてまた、この会議の中で、新しく出てくる名称については、正式に決定をしていくということでございます。

2番目については、あくまでも全会一致を原則とするけれども、これからはいろんな事務事業、補助金の問題、あるいは手数料、使用料の問題、あるいは公共的団体の統一につ

いての、合併の仕方についての取扱い等、いろんな点で意見が食い違うこともたくさん出てくるだろうということですが、全会一致が基本でありますけれども、ばんやむを得ないことにつきましては、ここの会議の中で最終的に3分の2で決めていこうではないかということ、先ほど開かれました調整会議の中でも確認をいたしまして、合併協議会の運営規程の中で確認をいたしたところでもあります。ご了承いただきたいと存じます。

次に、何か他にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしということでございます。お諮りいたします。議案第12号、新市名称の公募方法等(案)につきましては、提案申し上げましたとおりで承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。委員の皆様方大変なご理解によりまして、大変ありがたく考えるところでございます。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第13号、新市名称候補選定基準等(案)について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料2の11ページをお願いいたします。

議案第13号、新市名称候補選定基準等(案)についてでございます。本件につきましても、去る7月24日の第2回協議会で提案いたしました、継続審議の取扱いのものでございます。

この内容につきましては、本日開催されました、市町村長調整会でも内容を確認しております。

それでは、12ページをご覧ください。

新市名称候補選定基準等の案でございますが、これまでも数回説明しておりますけれども、1番目が選定基準でございます、(1)が川薩地区1市4町4村が地理的にイメージできる名称、(2)が本地区の特徴を表す名称、(3)本地区の歴史・文化にちなんだ名称、(4)住民の地域イメージにふさわしい名称、(5)住民の一体性を醸成しやすい名称、(6)対外的に覚えやすい名称ということで、基準を定めております。

なお、(7)につきましては、公募方法と連動いたしますけれども、既存の市町村名は、組み合わせは使用可能ということで定めております。

それから、3の選定方法等につきましては、先ほどのスケジュールでも説明いたしましたけれども、基本的に応募総数の中から、(1)にございますように、会長からもございましたように、新市名称の候補は、応募作品の全ての中から5点程度を小委員会の協議によって決定していただきます。それを法定協に提案となりまして、(2)にございますように、

最終的には、ご出席の法定協の委員の皆様が1点に選定されるわけでございます。

開けていただきまして、13ページが、5の選定の流れでございますが、本件につきまして、前回提案事項と変わっておりません。

それから、スケジュールの月日が出てまいります、中身につきましては、10ページで説明いたしました改正スケジュールと同じでございます。以上で説明いたします。

森卓朗会長

ただいま、議案第13号、新市名称候補選定基準等（案）につきまして、説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

なしという声が聞こえますが、お諮りします。議案第13号、新市名称候補選定基準等（案）につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして提案事項になります。

まず提案第8号、新市まちづくり計画原案についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の14ページをお願いいたします。

（1）提案事項、提案第8号が、新市まちづくり計画の原案についてでございます。本日付でご提案申し上げます。

なお、まもなくプロジェクターを使いまして、計画班長が説明いたしますが、事務局長のほうから、口頭で概要を説明いたしますので、少しお聞き下さい。

この新たな新市まちづくり計画につきましては、新たな枠組みによりまして、下甑村をはじめ、9市町村の関係職員が総力を上げて作成いたしました。

特に県事業調整につきましては、川内総務事務所、県庁各課に大変お世話になったことをご報告すると共に、お礼を申し上げます。

それから、新市まちづくり計画の基本的な性格といたしましては、合併後の新市の将来像を示すもので、住民の皆様が、合併の是非、現在の各市町村単体の総合計画や、他の枠組みとの将来像の比較など、合併の判断材料としていただく、極めて重要なものでございます。

この本日の提案でございますが、計画の最終的な決定は、本年12月24日の第11回法定協を予定しております。

それから、会長の説明でもございましたけれども、この原案につきまして、今週日曜日、8月17日から祁答院町を皮切りに広聴会を開催いたしますけれども、住民広聴会におきましては、この新市まちづくり計画以外の、各市町村の個別のこれまでの取り組み、経緯についての質問も想定されますので、各市町村長の皆様におかれましては、住民の皆様からの具体的な質問に対応できる職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

それでは、本件は持ち帰り原案でございますけれども、計画班の古川班長が、まちづくり広聴会のやり方で、プロジェクターを用いまして、原案の説明をいたします。

古川英利計画班長

資料2の14ページに、提案事項ということで書いてございますが、説明の前に、若干、15ページ、次のページをお開き下さい。策定スケジュールでございます。

本日、提案するわけでございますが、策定スケジュール、表の左側に策定段階というのがございまして、計画原案から県知事協議・決定というのがございます。本日、提案いたしましてから、5行目にございますように、9月25日、本日の内容は、協議会で審議していただきたいと予定しております。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料3、これが計画原案になっております。この計画原案は73ページに渡るものですので、本日は、今回、資料4、計画概要版を用意しております。広聴会はこの概要版で説明するわけですので、本日、この概要版に沿った形で、プロジェクターを用いて説明させていただきます。

なお、まちづくり広聴会での説明も同様のものとなっておりますので、その時の説明内容も紹介しながらの提案とさせていただきます。

それでは、資料4、概要版をお開きいただきながら、正面スクリーンをご覧ください。

まず、広聴会での会次第は、ご覧のとおりとなっております。あいさつの後、説明を行い、質疑応答となるわけですが、その説明の1点目は、協議会の位置づけで、2点目が協議の経過と予定であります。

資料4の1ページにありますように、約2年6ヶ月前、2年半前の合併協議の準備段階から、昨年12月25日、川西薩地区合併協議会の発足、そして7月10日の活動休止を経て、同日、川薩地区の合併協議会が発足した今日までの経過と、合併協議が整った場合の合併までの手続き手順とスケジュールについての説明を広聴会では行います。

次に資料では3ページになりますが、説明3点目の合併協議項目につきましてであります。その合併協議項目は、自治体の存立に関わる基本的な事項、それから事務事業の一元化に関わる事項、それと新市まちづくり計画の3つの柱で46項目があることを説明いたします。

このうち、2つ目の事務事業の一元化に関わる事項に関しましては、本協議会では協議項目の提案から協議会の了承まで、約1ヶ月半から2ヶ月間を確保し、その間に議会特別

委員会や庁内の対策会議など、関係市町村への持ち帰り協議、それから協議会だよりなどでの広報を予定していることを説明いたします。

協議項目3つ目の柱であります、新市まちづくり計画では、資料では4ページになりますが、計画の位置づけと策定目的、並びに計画の構成とその期間についての説明をいたします。

説明4つ目の計画策定の経過につきましては、策定作業のこれまでの経過と、8月17日の広聴会の開催から計画が決定するまでの流れを説明いたします。そして、ここからが計画原案の概要でございます。資料は5ページをお開き下さい。

まず、まちづくりの課題と市町村合併の必要性についてでございますが、地方分権への対応として、財政基盤や行政機構の強化に取り組む必要があること。それから少子高齢化に対しましては、効率的な行財政運営、地区・校区の活性化、交流人口の増による活力の向上に取り組む必要があること。3点目、地方拠点都市としての将来展望に対しまして、都市規模拡大の相乗効果を導き出し、住民や事業者の活力を生み出す必要があること。広域行政の面からは、効率的な事務処理と、弾力的で機動的な住民サービスを提供する必要があり、これらの課題解決に取り組みたいと考えていることを説明いたします。

資料7ページからは、新市の概況と主要指標を示してございますが、合併後の人口は、約105,500人となります。

資料をめくっていただき、9ページになりますが、まちづくりの基本方針でございます。

まず、その理念、考え方ですが、今回、「地域力が奏でる都市力の創出」といたしました。これは、まちづくりフォーラムの皆様からの提言を参考にしたのですが、ここで地域力とは、地域の財産と特性を踏まえた、本来持っている実力のことでございます。また、都市力とは、多様な資源が集まり、融合することにより向上する都市としての魅力のことを指しております。

その基本理念、考え方を基に、新市がめざすべき都市像を、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」といたしました。これは、新しいまちづくりを实践する主体は、市民の皆様であることと、その市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティが、将来像の実現に向かって共同していただきという期待、さらに新市は南九州の拠点都市として、県都鹿児島市の隣接都市として、各地域の潜在力をさらに向上させながら、互いの連携を強くし、自立性の高い都市を作っていきたいという思いが含まれております。

そして、この将来都市像に向かつての基本的なまちづくりの方針といたしまして、上のほうから、コミュニティ、保健福祉、教育文化、生活環境、産業振興、社会基盤、市民参画の7つの分野の政策を掲げました。

次に10ページであります、新市の都市構造でございます。これまでの1市4町4村の区域を、海洋ゾーン、都市ゾーン、田園文化ゾーンという3つに区分し、また、九州西岸軸、あるいはアジアとの交流、甕島との交流、川内川流域との交流・連携、空港へのア

クセスというような、新市東西軸を設定し、併せて既存の県道ネットワークによる地域交流軸を設定してございます。

11 ページになりますが、公共施設の基本的な考え方についてでございます。合併後は、本庁が現在の川内市役所、他の町村役場は総合的な業務を行う支所として配置いたします。合併前の支所、出張所は、合併後は出張所として配置いたします。

また、12 ページにありますとおり、関係市町村の類似施設は、その呼び名、呼称を統一いたしまして、新市の一体感を作りながら、分かりやすさと広報時などの利便性の向上を図りたいと考えております。例えば、健康保健施設は保健センター、中央公民館は生涯学習センター、地区・校区の公民館は地区コミュニティセンターといたします。

資料 13 ページをお開き下さい。まちづくりの7つの基本方針に基づく具体的な取り組みについてでございます。

今回、将来都市像の実現と地域の速やかな一体化に向けた施策を、新市一体化躍動プランとして定め、重点的に取り組むことにいたしました。

まず、地域力の再生プロジェクトでございます。地域が本来持っている自然、歴史文化などの財産や、市民活動などの地域らしさをこれまで以上に育むまちづくりを展開していくために、地区単位のコミュニティの活性化や、生涯学習による人材の育成、市民が郷土の歴史文化に触れる機会の創出に取り組めます。また、安心して生活できるような健康づくりの促進や、救急医療体制、それから福祉サービス、環境対策の充実を図ります。

2つ目のプロジェクトは、都市力の創造プロジェクトでございます。新市の持つ道路交通網や、港湾、公園、河川空間などの拠点的功能、その他、生活産業基盤を新市全体で分担、連携することにより、魅力の高い都市機能の充実を図ります。また、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均等ある発展に努めたいと考えております。

3つ目の交流活力創生プロジェクトでは、地域力を育てて都市力を発揮できるように、地域間の連携を強化すると共に、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通を見据え、新市内外の交流人口の拡大を図り、人と物の活発な交流を促進し、市民の一体感の醸成に努めます。

特に新市経済圏の創出についてでございますが、新市内での経済循環を活発化させ、域内産業のつながりを高めることによる地域経済の底上げを図ることをねらい、具体的には、市民の皆様の買い物や業者間の取引など、新市内事業者の利用促進や、顔の見える地産地消の推進、これまでの農畜産物、加工特産品などの個別ブランドを基に、総合的な新市ブランドを形成するなどの取り組みを行います。

次に 15 ページになりますが、一体化躍動プランが重点プロジェクトといたしますと、7つの政策分野別に実施事業をまとめたものを、基本計画とまちづくり事業計画としてまとめました。資料の枠内にある、
、
など、数字のついたものが、具体的な実施事業となります。

まず、コミュニティを活かし、地域力を育むまちづくりといたしましては、地区コミュニティを活かしたしくみづくり、活動への支援強化、活動環境の整備に取り組みます。

その中で、地区コミュニティを設置するというにしておりますが、この組織は、自治活動組織としてはもちろんのこと、従来の校区・地区連絡協議会などの機能を向上し、より充実した、横断的な組織体制での、地区のあらゆる分野の活動と連携し、行政とのやり取りを行う窓口としての機能を持った組織としたいと考えております。

新市では、本庁にコミュニティ担当課、支所に地域振興担当課を配置し、その現在の各中央公民館も、生涯学習センターとして存続しますので、これらと連携した地区の拠点組織の制度を設けるものです。

なお、この計画原案では、今後、検討されます地域審議会のことは触れておらず、地区活動に注目した計画になっておりますが、広聴会では、現在、国の地方制度調査会が検討しております、地域自治制度及び地域審議会と地区コミュニティ協議会との比較も説明したいと考えております。

資料の 17 ページをお開き下さい。2つ目の分野である、健康で共に支え合うまちづくりでは、診療所をはじめとする離島医療を含めた保健医療や社会保障、地域福祉、それから高齢者、子育て、児童、障害者、母子寡婦等の福祉についての施策を示してございます。

19 ページは、教育・文化のまちづくりとして、生涯学習の推進、人権の尊重、それから(3)の、にあるような、学校施設の計画的な改修事業を含めた、幼児・学校教育などの充実、地域文化の保存・継承、交流活動の推進などに関する施策を示してございます。

資料 21 ページには、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりとして、(1)の、危機管理センターの整備、、祁答院消防分署整備などを含む、防災・生活安全対策や環境対策、下水道や上水道、温泉利用対策について、示してございます。

23 ページからは、地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくりとして、新市経済圏の創出、(2)のにあるような農業公社設立を含みます農業の振興、林業、それから(4)のにありますように、漁礁漁場整備事業といった水産業の振興、既存企業の活性化や雇用・就業環境の充実といった商工業の振興、スポーツ大会や合宿・コンベンション、映画やテレビ、コマースのロケ誘致を新たな取り組みとする、観光振興施策を示してございます。

25 ページ、都市力を創生するまちづくりといたしましては、住環境の整備、公園緑地の整備、(3)の、蘭牟田瀬戸架橋の整備に向けた検討促進を含む道路交通ネットワークの整備、(5)にございます土石流、砂防・急傾斜地対策を含めました河川等の整備、港湾や情報通信基盤の整備施策を示してございます。

27 ページには、みんなで進める市民参画のまちづくりといたしまして、市民参画や男女共同参画社会の形成、効率的な行政運営の推進についての施策を示してございます。

以上、これらの事業に対し、鹿児島県は新市を南九州の拠点都市として、県事業を自ら

取り組まれ、新市事業を支援して下さることになっております。

28 ページには、財政計画ですが、これは合併から平成 26 年までの 10 ヶ年の合計額を示してございます。このスライドは、歳入の合計のグラフでございまして、こちらは歳出のグラフになります。

これらの数字をまとめて整理、説明いたしますと、合併に伴う経費などに対して、国や県からの支援は、約 42 億円が交付されます。合併特例債は、事業実施可能額、約 480 億円でございますが、新市では、約 200 億円を活用したいと考えております。なお、可能額の約 4 割程度に抑えたのは、後年度の返済を考慮したためでございます。

10 ヶ年累計の人件費につきましては、合併しなかった場合と比較しますと、約 53 億円の削減効果があり、物件費で見ますと、約 58 億円の削減効果が見込まれます。

ただし、扶助費は、これは福祉関係の扶助費でございまして、28 億円増額し、今後、福祉分野への経費が増える傾向があるため、合併して生じた経費削減メリットを福祉分野に配分できたなかと考えております。

一方では、公債費が約 39 億円増額いたしますが、これは合併特例債に関する理由からでございます。

普通建設事業は、約 160 億円増額しますが、これは新市一体化躍動プランに取り組むことの理由によります。このうち、新規事業につきましては、事業調査を行ってからの事業着手に入りたいと考えております。

また、今後、国や県の財政状況、あるいは地方交付税制度の動向を見極めながら、長期的視点に立った財政運営を図る必要があると考えております。

最後に 29 ページになりますが、合併に向けた克服課題に対する計画原案での取り組みを示してございます。「役場が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかな？」から、5 点目、「市域が広がり都市としての一体感が薄くなるのではないかな？」などといったもので、具体的に取り組み事業をお示ししてございます。

6 点目の「行政サービスが低下し、料金などの負担が高くなるのではないかな？」ということにつきましては、現在、専門部会等で協議中でございますので、具体的なものをお示しすることはできませんが、サービスは下がらないように努めながらも、場合によっては負担が増える場合があるかも知れないということと、負担公平の原則に立ち、できるだけ不公平感を与えないように配慮したい考えをお示ししたいと考えております。

いずれにいたしましても、課題を克服するためには、まちづくり計画の実効性を高めることが必要ですので、新市一体化発展のために、行政といたしましては、組織機構の見直し、行財政運営の安定化、行政評価の導入等に努めながら、下の市民というところにごさいますように、地区コミュニティや生涯学習、文化継承、産業振興といった、新市一体化躍動プランを市民の皆様と一緒に取組んでいきたいと考えております。

以上、計画原案の提案と併せて、広聴会の説明内容を紹介させていただきました。説明

を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第 8 号、新市まちづくり計画原案につきまして、パワーポイントをもって説明をいたしたところであります。何かこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。これは持ち帰りでございますけれども、何か総体的にご意見がございましたら、述べていただきたいと存じます。

古川英利計画班長

ただいま、だいたい説明は 18 分ほどで説明をさせていただきました。広聴会におきましては、それぞれの地域の特性等を踏まえながらも、経過説明も含めまして、だいたい 30 分から 40 分、まず経過の説明を 10 分ほど、それから計画の説明を 20 分から 25 分ほどで説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ただいま計画班長のほうから、説明会会場におきます、だいたいの説明の所要時間等について、補足説明もありました。何かご質問等ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。お持ち帰りの議案でございますので、次に入っ
てよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ではひとつ、次に入ります。

提案第 9 号、地方税の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部会長の福留です。資料 2 の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 9 号、合併協定項目の 8 号でございます、地方税の取扱いについて、調整方針案
でございますけれども、地方税の取扱いについて、合併年度は 1 市 4 町 4 村の例により、
その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとするものでございます。

関係市町村で、差異のあるもの等につきましては、次のとおり調整する。

1. 個人市民税の均等割については、標準税率(2,500 円)を採用する。ただし、市町
村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税
率を適用する。

これにつきましては、合併特例法による 10 条でございますけれども、不均一課税でご
ざいます。これについては、合併年度を含む 5 年間とされているところでございますが、

これからいきますと、現町村におきましては 2,000 円、川内市については 2,500 円ということになります。

納期につきましては、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整するものでございます。

減免につきましては、川内市の例による。

2. 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(14.7%)を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率とするものでございます。

これについても、特例法については一緒でございますが、現町村についての法人税割については、現在では 12.3% となっているところでございます。

3. 固定資産税の税率につきましては、現行のとおり(1.4%)とする。

減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整するものでございます。

17 ページでございますが、4. 特別土地保有税につきましては、川内市、樋脇町、入来町の例により調整するものでございます。

5. 鉱産税は、入来町の例により調整する。

鉱産税につきましては、入来町のみが課税しているところでございます。

6. 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。

納期につきましては、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除につきましては、川内市の例により調整するものでございます。

なお、非課税の範囲につきましては、地方税法第 443 条によるものでございます。

7. 市町村たばこ税につきましては、現行のとおりとする。

8. 入湯税の税率につきましては、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町の 100 円の例により調整するものでございます。これにつきましては、現在、東郷町、里につきましては、150 円であるようでございます。

課税免除につきましては、合併までに調整するものでございます。

入湯税の充当につきましては、新市において平成 17 年度分から調整を図ることといたしております。

9. 納税組合及び納税嘱託員制度につきましては、廃止の方向で調整する。これにつきましては、納税嘱託員制度を導入しているわけでございますが、これについては廃止の方向で調整するというところでございます。

なお、納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員の委託料につきましては、新市自治組織

への補助制度で調整するという考え方でございます。新市の自治組織への補助ということにつきましては、先ほどのまちづくりの中でもございましたけれども、コミュニティ協議会を組織するという事になっているわけですが、これらにつきましてはの運営費等については、一括して交付助成するという考え方のもとの方針でございます。

10．個人町民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整するものでございます。これにつきましては、入来町、東郷町、上甕、下甕につきましては、納税奨励金を交付されているところでございますが、これにつきましては、今まで県の指導等もございますので、今後については廃止の方向で調整するものでございます。

11．口座振替につきましては、川内市の例により調整し、取扱い金融機関につきましては、合併までに総合的に調整するものでございます。

12．納付書の発送方法に差異のあるものにつきましては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整するという調整方針案でございます。

開けていただきまして、18 ページでございますが、地方税の取扱いにつきましてはの要旨・留意点でございます。

特には3番目の2行目でございますけれども、先ほど申し上げました特例法の関係でございますけれども、不均一課税の関係につきましては、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間とされているところでございます。

2の提案の理由でございますけれども、新市における一体性の確保、負担の公平性、財源確保等の観点から調整を行い提案するものでございます。

3の協議先進地事例につきましては、4例ほど、20ページまでに付記してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

なお、4の参考法令等につきましては、地方税法等の抜粋をここに列記してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

なお、20ページの下の方でございますが、新市における人口が約105,500人でございますけれども、そうなりますと年額、現在のところ2,500円ということになっているところでございます。

それから23ページをお開きいただきたいと思うのですが、23ページにつきましては、個別調整方針案に基づく事務事業の一元化調整の総括表をここに付けてございます。

ちなみに4行目を見ていただきたいと思うのですが、これにつきましては、個人市民税の均等割についてでございますけれども、現在のところ、先ほど説明いたしました川内におきましては2,500円、以下、樋脇町以下につきましては2,000円ということになっているところでございます。それぞれの個別調整方針案につきましては、50ページまで、それぞれお示ししてございますので、お目通しをいただきたいと思っているところでございます。

お手元の資料の5を見ていただきたいと思えます。

資料5におきましては、地方税の取扱いについての税額・税率一覧表をお示ししてございます。税目ごとにそれぞれ金額を付しているところでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、2ページにつきましては、13年度、14年度の税における調定額を、それぞれ税目ごとに一覧表にしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、3ページにおきましては、事務事業一元化調整による税目ごとの13年度、14年度における一つの影響額と言いますか、13年度、14年度をベースにした影響額を、先ほど説明いたしました、それぞれの調整方針案に基づく影響額をここに付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、4ページにつきましては、先進地事例におきます地方税の取扱いについて列記しております。

ちなみに5ページでございますが、先ほど説明いたしました特例法に基づく調整方針案を提案いたしているところでございますが、個人の市民税均等割につきましては、現在、川内市が2,500円、樋脇町以下が2,000円であるわけでございますが、調整方針案といたしますと、16年度から19年度までは、このような状態での2,000円と2,500円で、今、調整方針案がなされていると。20年度からにつきましては、均一の2,500円になるということでございます。

なお、法人税につきましても、入湯税につきましても、今、説明したとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

22ページにお返りいただきたいと思うのですが、今後の協議のスケジュールでございます。

本日、持ち帰り提案ということにさせていただくわけでございますが、8月28日、各市町村協議ということで、いろいろ持ち帰っていただくわけでございますが、いろいろ調整がなされた形の中で、事務局のほうに、修正がある場合についてはお申し出をいただくということでございます。

さらには9月18日、幹事会での審議を経る中で、9月25日、今協議会における協議を最終協議としてお願いをするところでございます。

以上で、提案の説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま総務部会長のほうから、提案第9号、地方税の取扱いについて、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

森園正堂委員

東郷町の森園でございます。

少しだけ意見を述べさせていただきたいと思いますが、今、地方税の取扱いについての提案がございましたが、市民税の均等割につきまして、不均一の課税をしようというふうには、部会あるいは幹事会等でも少し協議をなさっているようでございますけれども、私の意見と申しますのは、この合併が対等であるという観点から立ちますと、同じく市民になるのであれば、やはり均等割は同一の課税をすべきではないのかなという気がいたしております。

利用税とか使用料とかいうものは、若干の差がございますので、それはそれなりに調整をしていけばよろしいだろうと思いますが、やはり同じ市民になるのであれば、同じように等しく税金もすると。そして、その税金することで、また一体性も生まれてくるのではなかろうかなというような気がいたしております。

確かに合併特例法で、そのことは5年間は猶予はできるよというものもあろうかと思いますが、やはり今朝の新聞を見ますと、地方税の見直しというようなことで、今、3段階での市民税を規定をしておりますけれども、2005年あたりには、これももう一本化しようというような記事が少し目についたところでございますので、こういうことも考えながらしますと、均一でいいのではないのかなという意見を申し述べさせていただきました。ありがとうございました。

森卓朗会長

ただいま東郷町の森園委員のほうから、ご意見が出ました。今朝の新聞等におきまして、総務省としては、この町民税の均等割については、おっしゃるとおり、この合併がなされるころには、もう今の3段階の区分を1段階、1本にまとめるということの案が、今朝も出ておりましたので、そういうことになるのではないかというふうに思っておりますが、とりあえずその法律が改正されるまでの間、考え方としては、今、この事務局の原案がそれぞれ違った額でということになっております。

ただいま対等合併で、市町村一緒になるのだったら、同じ額でいいのではないかというご意見でございますが、また、お持ち帰りをいただきまして、いろいろご審議をいただき、また、持ち寄って幹事会のほうに諮っていただくようお願いいたします。

他にございませんか。

特別にその他、ないようでございます。では、この件の提案第9号につきましても、お持ち帰りでございますので、ただいま東郷町長の森園委員のほうから発言がありましたこと等も参考にしながら、それぞれご審議をいただきますようお願いいたします。

では続きまして提案第10号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会の平でございます。補助金、交付金の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

補助金、交付金等の取扱いにつきましては、各専門部会、分科会で協議いたしましたものを、企画財政専門部会で全体的な取扱いの均衡を保つよう協議いたしまして、とりまとめを行ったものでございます。

それでは資料の 51 ページでございます。

提案第 10 号、補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

調整方針案といたしまして、補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものいたします。

同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。

独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行うものいたします。

52 ページでございます。

資料といたしまして、1 番目に協定項目の要旨・留意点を記載してございます。

(1) 各団体に共通するもの、類似のもの、固有のものが存在しているので、それぞれの区分に応じた調整を図る必要がございます。

(2) これまでの経緯、実情等を十分把握し、新市の振興にどのように役立てていくかを明確にし、財政状況等も考慮しながら調整する必要がございます。

(3) 国民健康保健事業及び一部事務組合に関するものは、別に協議することいたします。

2 番目に、提案内容の理由といたしまして、これまでの経緯・実績等に配慮し、新市の振興や一体性の確保、効率化に努める観点から調整方針を提案するものでございます。

3 番目に、先進事例等をお示ししてございます。

53 ページに、4 番といたしまして、参考法令を示してございます。

5 番目の今後のスケジュールにつきましては、前の地方税の取扱いと同一でございまして、本日ご提案いたしましたものを、各市町村持ち帰っていただきまして、8 月 28 日までに検討結果をご報告いただき、それを幹事会等で再度協議いたしまして、9 月 25 日の協議会でご決定をいただくものでございます。

次に 54 ページでございますが、54 ページの資料をご説明いたします。

54 ページから 68 ページにかけまして、299 種類の補助金等の個別の調整方針案一覧表をつけてございます。

54 ページの上のほうには、調整方針の分類といたしまして、1 から 6 までの調整方針を掲げてございます。

1 は、現行のまま新市に引き継ぐ。2 は、合併時に 市町村の例により調整する。3 は、合併時に、新たに制度等を制定する。4 は、新市に移行後、速やかに調整する。5 は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。6 は、廃止の方向で調整に努めるとして、区分してございます。

それから 54 ページの右端の資料頁の欄は、別冊になっております資料 6 で、参考資料といたしまして、それぞれの個別の補助金等の現況調査表をとりまとめてございますが、その関係ページを示しております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 10 号、補助金、交付金等の取扱いについて、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんでしょうか。

ないということでございます。お持ち帰りでございますので、また、それぞれの団体に協議、審議をいただきまして、また、幹事会のほうに持ち寄っていただきますように、お願いをいたします。

では引き続きまして、提案第 11 号、障害者福祉事業についてを議題といたします。住民福祉部会長は説明をお願いします。

岩下晃冶住民健康福祉部会長

資料の 69 ページをお開き下さい。住民健康福祉部会の岩下でございます。

提案 11 号、合併協定項目 23 - 10 号「障害者福祉事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきまして、ご説明をいたします。なお、この調整方針案は、福祉分科会及び住民健康福祉専門部会において、協議、調整されたものを提案するものでございます。

障害者福祉事業につきましては、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとするものでございます。

個別調整方針案については、次のとおり調整することにいたしました。

1、現行のまま新市に引き継ぐ事業としまして、障害児育成会補助以下 3 事業。2 としまして、川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する事業として、障害者保健指導以下 8 事業。3 としまして、合併時に新たに制度等を制定する事業として、福祉巡回バス運行事業以下 2 事業。次に 70 ページでございますが、4 としまして、新市に

移行後、速やかに調整する事業として、障害者団体の育成。5、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する事業として、身体障害者スポーツ大会以下2事業とするという調整方針案としたところでございます。

次に71ページをお開き下さい。

協定項目の要旨・留意点の主なものは、としまして、障害者生活支援事業、障害者手当等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一するという形の留意点としたところでございます。

次に提案内容の理由でございますが、これは個別調整方針案とほとんど変わっておりませんので、お目通しをいただきたいと思えます。

次に3番目に3としまして、4地域の先進事例を記載してございますので、お目通しをしていただきたいと思えます。

次に72ページには、参考法令等。

そして5としまして、今後の協議スケジュールは、前に説明しました2専門部会と同様でございますので、持ち帰り、よろしくお願いを申し上げます。

それから73ページから76ページには、事務事業一元化調整総括表に、現在の各市町村での事務事業の取組状況、調整方針案並びに一番右端のほうに具体的方針案を記載してございますので、後もってお目通しいただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

提案第11号、障害者福祉事業について、提案説明を行いました。これからご質疑願います。

特別にないということでございます。お持ち帰りでございますので、よろしくお願いをいたします。

では続きまして提案第12号、高齢者福祉事業についてを議題といたします。同じく住民福祉部会長の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

それでは資料の77ページをお開き下さい。

提案第12号、合併協定項目23-11号「高齢者福祉事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について説明をいたしますが、この調整方針案については、前の障害者福祉事業で申し上げましたとおり、そういう分科会並びに専門部会で協議、調整されたものを提案するものでございます。

高齢者福祉事業につきましては、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推

進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するよう調整するをいたしたところでございます。

個別調整方針案については、次のとおり調整することにいたしました。

1、現行のまま新市に引き継ぐ事業としまして、老人保護措置事業以下4事業、2としまして、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する事業として、老人クラブ活動補助以下2事業、3としまして、入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する事業として、移送費助成事業。

次に78ページの4、合併時に、新たな制度等を制定する事業として、ホームヘルプサービス事業以下9事業、5としまして、新市に移行後、速やかに調整する事業として、高齢者拠点及びサービス以下3事業、6、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する事業として、生きがい活動支援通所事業以下5事業、7として、廃止の方向で調整する事業として、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業以下4事業とする調整方針案としたところでございます。

次に79ページには、協定項目の留意点なり提案の理由について記載してございますが、留意点としまして主なものは、としまして、介護予防生活支援事業、福祉サービス事業等については、基本的に現状のサービスを低下させないように、新市発足時に制度等を統一するというような留意点としたところでございます。

提案内容の理由等については、お目通しをいただきたいと思っております。

3としまして、79ページから80ページにかけまして、4地域の先進地事例を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、50ページには、参考法令等も記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5としまして、今後の協議スケジュールについては、今、説明しました前のそれぞれ部会と一緒にございますので、もし、いろいろな協議の回答がございましたら、8月28日までに事務局のほうによろしくお願いを申し上げます。

81ページから88ページには、事務事業一元化調整総括表に、各市町村での取組状況、調整方針案並びに一番右端のほうに調整の具体的方針案を記載してありますので、後もってお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第12号、高齢者福祉事業につきまして、ただいま提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

何かございませんか。

活字が小さいし、もうびっしり入っていますので、どうぞお持ち帰りいただきまして、またよく目を通していただきますようお願いいたします。

特別に質問もないようでございますので、提案第 12 号、高齢者福祉事業については、これで終わりたいと存じます。

次は報告事項に入ります。報告事項が 6 件ございます。順次、これから説明をいたします。

まず第 1 点目、合併協定項目市町村協議スケジュールについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。調整班長。

奥平幸己調整班長

調整班の奥平でございます。

資料のほうは、89 ページの A 3 版の見開きの分をお開け下さい。各合併協定項目の市町村協議のスケジュールということで、協議のやり方についての説明をさせていただきます。

今回の協議会では、B 群のところになっておりますが、一番左のほうで、番号をふってございますけれども、9 番から 12 番のところになっております。

全体的なパターンとしましては、2 つの協議群を一緒に審議・決定するというところで、説明としましては、C 群のところの説明をさせていただきたいと思っております。左で 13 から 17 の番号のところでございます。

これにつきましては、幹事会の協議ということで、協議会提案の前々の幹事会で協議をすることになっておりまして、8 月 7 日に、すでに C 群につきましては、幹事会で協議をし、各市町村に持ち帰っていただいているところでございます。

この C 群につきましては、提案が 8 月 28 日、第 4 回の協議会ということになっております。ここで提案をした後、決定につきましては、中ほどの第 8 回の 10 月 24 日に決定ということになります。その前々の協議会の日付でございます 9 月 25 日、ここまでに各市町村につきましては、各議会の特別委員会、市町村の対策会議等を開いていただいて、変更等ございましたら意見を出していただきたいというスケジュールでございます。

この C 群につきましては、提案から市町村回答の期間が約 1 ヶ月ほどございます。その後、変更等がございましたら一次協議、それから決定の直前の幹事会で二次協議ということで、10 月 24 日に審議・決定というスケジュールになります。

また、2 つの群を一緒に審議・決定ということにしております関係で、D 群のところを見ていただきますと、提案から市町村の回答までが 2 週間程度しかございませんけれども、この間で協議をしていただきたいというふうに考えております。

協議の決定が、2 つの群が一緒にする関係で、市町村におきましては、C 群を先に協議して、D 群を後から協議という方法と、重なっている期間が 2 週間ほどございますので、ここで一緒に協議をされるという方法と 2 通りあると思っておりますけれども、その協議のや

り方につきましては、議会等の関係もございますので、市町村のほうにお任せをしたいというふうに考えております。

以下、同じようなスケジュールで各群、協議をしていただくこととなりますが、一番下のH群のところがございます。40番から45項目のところでございますが、ここにつきましては、後ろの提案から決定までの期間が少ないということで、幹事会の予定も入っておりませんので、上から2段目のところに、11月25日で、任意設定としてございますが、11月25日の回答の期限を設定いたしまして、そこまでにご回答をいただきたいというふうに考えております。

また、H群の中でも、40項目目の新市の名称につきましては、第7回の10月16日に幹事会協議を経て、11月27日に提案、12月24日に審議・承認・決定ということになっております。

また、一番下の46項目目、新市まちづくり計画につきましては、本日、原案の提案ということで、この後、フォーラム等を開催して、一次集約が9月18日、その後、原案の審議、プロジェクトの開催等を行い、修正案の提案を11月13日、それから二次集約等を行いまして、修正案の審議等を経て、県知事への協議を経て、12月24日に協議・決定ということになります。

全ての協定項目につきましては、12月24日の協議会までに承認をいただいて、その後、1月には各市町村住民説明会、そして廃置分合等の各市町村の議決を経ていくということになります。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

報告事項の1番目、合併協定項目市町村協議スケジュールについて、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何か質問ございませんか。

12月の24日まで、過密スケジュールでございますが、ひとつこのスケジュール計画に基づきまして、それぞれの部会、順調にひとつ円滑に協議を進めていただきますように、お願いをいたしておきます。

では2番目、地域情報化計画策定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。電算情報部会長。

村尾光政電算情報部会長

電算情報部会村尾です。

90ページ、地域情報計画の策定について、報告いたします。

まず大きな1でございますが、計画策定の目的・期間につきまして、計画の期間につきましては16年度から平成26年度までということでございます。

それから大きな2、計画策定作業期間でございますが、15年7月から11月までということでございます。

3番の計画の構成でございますが、(1)現状分析、それから(2)課題整理とその方策、それから(3)情報化の考え方、この中身につきましては、身近な情報化のあり方、あるいは本庁・支所間のネットワークのあり方、行政の情報化のあり方等でございます。それから(4)情報の保護及び安全性等の確保、(5)(6)事業計画でございますが、具体的な事業計画と概算経費を出していきます。

それから大きな4でございます。策定体制でございます。(1)策定組織の設置でございますが、新市地域情報化計画策定懇話会、それから各専門部会、各市町村の意見等を踏まえまして、地域情報化調整会議及び地域情報化作業部会を中心に計画案を作成するというものでございます。(2)幹事会、協議会への提案、協議でございますが、作成された計画案を幹事会で協議いたしまして、法定協議会に提案、協議・決定するものでございます。それから(3)策定作業に係る事務局につきましては、協議会事務局及びデンサ情報専門部会事務局ということでございます。

大きな5の策定作業スケジュールでございますが、8月11日、懇話会委員(民間委員)の市町村推薦のとりまとめ、あるいは有識者依頼等を進めてきているところでございます。8月の中旬、アンケート調査、それから意向調査等をはじめ、もう今、すでに準備をしております。9月上旬でございますが、懇話会の始動でございます。11月から4回程度の開催を予定しておりまして、要望や計画素案に対する意見聴取を行うということでございます。

開けていただきまして、91ページでございますが、9月中旬にアンケート調査等のとりまとめを行います。それから11月まで、随時、計画素案に対する意見照会・集約、これは各専門部会、分科会、あるいは市町村に対して行うものでございます。それから必要に応じまして、幹事会等へ進捗状況を報告いたします。11月6日、第8回の幹事会で提案いたしまして、11月13日、第9回協議会提案・協議、それから11月27日、第10回の協議会で計画決定の予定でございます。

それから大きな6でございますが、具体的な作業内容につきましては、(1)提供資料による現況調査、これにつきましては、各市町村の計画書等の資料等、もうすでに集めておりまして、そういったものを現況調査いたします。

それから(2)行政職員の会議でございますが、地域情報化調整会議、それから作業部会で検討を行います。

(3)住民代表の会議でございますが、地域情報化計画策定懇話会というものを設置いたしまして、計画素案等に対する意見等をいただくということにしております。各市町村の住民代表2名ずつの選出依頼、それから学識経験者等の選出をお願いしているところでございます。

(4) アンケート調査等の実施でございますが、これは住民アンケート調査から、以下、分科会意向調査まで、6つのアンケート調査等を行う予定にしております。

(5) 計画案に対する意見、意見聴取あるいは照会でございます。計画案等について、随時、各専門部会(分科会)各市町村に意見照会をするということで、策定計画を進めていくという状況でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま地域情報化計画策定について、説明を申し上げました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特別にないようでございます。どうぞこれからまた、いろいろとそれぞれの部会でご審議をいただきたいと存じます。

次に3番目、新市名称等検討小委員会の報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。企画財政部会長。

司会者(川野眞司事務局次長)

事務局の川野と申します。

去る平成15年7月24日に開催されました新市名称等検討小委員会におけます、町名・字名に関する説明内容、それからご意見等について、ご報告申し上げます。

まず事務局のほうから、そこに書いてございます川内市から鹿島村までの9市町村におけます大字名の数、合計94ございますが、これについて説明をいたしました後に、町名・字名の取扱いに係る選択例といたしまして、地方自治法260条に基づく手続き、これは下のほうに条文のほうが参考までに記載してございますが、市町村議会の議決、それから知事への届け出等の手続きになりますが、こういうものが不必要な、現行のすべての町名、街区表示、それから大字名をそのまま大字名にする例、例えば市神田町、そういう場合と、それから今申し上げました自治法の260条に基づく手続きが必要な現行のすべての大字の前に旧町名をつける例、例えば市樋脇町市比野、こういう事例について、説明をいたしました。

小委員会のほうからのご意見としまして、町名・字名については、まちづくり広聴会などで住民の方々のご意見を聞いて欲しいというような意見をいただいております。以上でございます。

森卓朗会長

新市名称等検討小委員会の報告についてでございますが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。

では続きまして4番目の社会福祉協議会の協議状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。調整班長。

奥平幸己調整班長

資料の93ページをお開き下さい。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法の中で、1つの市、または2つの市に1つというふうに分けられております。これまで取り組んできております状況等について、ご説明を申し上げます。

まず、上の四角の中は、参考ということで、川西薩地区の中でのこれまでの協議状況でございます。1つの社協としていくための事務局長会議等を進めながら、平成15年3月には、2市4町3村で川西薩地区社協合併協議会の設置を、各市町村の社協理事会・評議員会で議決をしております。

この後、下の枠外に書いてございますが、合併関係市町村の枠組み等の関係によりまして、協議会自体の開催はされておられません。しかし、4月18日から7月10日までの間に事務局長会議というのが開催されておりますが、この中で社協の合併事務の進め方、将来構想等についての協議がされてきております。

川薩地区の四角の中です。7月10日に事務局長会議等を開き、社協合併の進め方を協議し、7月28日までに1市4町4村で議決をしまして、川薩地区社協合併協議会が設置されております。7月30日に事前協議ということで、会長、副会長さんの会議が行われ、8月6日に第1回の川薩地区社協合併協議会が開催されております。

ここでは、会長、副会長の選任がございまして、会長に下大迫長徳川内市社会福祉協議会会長、副会長に桑波田武則祁答院町社会福祉協議会会長、柳範一上甕村社会福祉協議会会長がそれぞれ選任されております。

また、承認事項ということで、そこに合併に関わる基本的な項目が承認をされております。

また、社会福祉協議会につきましては、行政からの受託事業等が多いということで、今後、川薩地区法定合併協議会の専門部会、分科会との協議も進めていく必要があるということで、今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上で終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

社会福祉協議会の協議状況について、説明をいたしました。何かこの件で、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。この項につきましては、これで終わりとしたいと存じまず。

次に5番目、事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

94ページでございます。事務の進捗状況についてでございます。ここからは各班で説明をさせていただきます。

まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございますけれども、7月31日、第1号、川薩地区ですけど、創刊号を発送しております。第2号は、8月末発送予定でございます。

ホームページにつきましては、川薩地区の分を7月10日、ホームページを開設しております。8月5日現在でアクセス件数が1,522件でございます。

議事録作成につきましては、第1回議事録を8月1日に発送しております。第2回議事録につきましては、8月中旬発送予定でございます。

総務広報班は以上でございます。

古川英利計画班長

引き続き計画班でございますが、本日、計画原案を提案させていただき、原案に対する住民の皆様からの広聴活動を始めるわけでございますが、恐縮ですが、101ページをお開き下さい。資料の一番最後のページでございます。

ご覧の日程で広聴会を開催させていただきます。関係市町村の担当者におかれましては、住民の方々が数多く参加していただけるよう、開催周知等のご協力をお願いしたいと思います。

なお、広聴会では、広聴会参加者を対象にいたしました、会場でのアンケートを予定しております。併せて、協議会だよりやホームページでも広く計画原案に対する意見の募集を行いたいと思います。

併せまして、まちづくりフォーラムの委員の方々との意見交換も2回ほど予定してございまして、9月25日のこの場での原案審議の時には、それら出された意見を取りまとめまして、ご報告してからのご審議をお願いしたいと予定しております。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

7月10日に川薩地区の法定合併協議会発足以来、31日までの専門部会、分科会の開催

状況をそこに掲載してございます。

また、新法定協になりましてから、横断的な調整項目の調整ということで、調整会議を設置しておりますが、調整会議の開催状況もそこに掲載をして、現在、1回ずつしております。

地区コミュニティにつきましては、まだ開催がございませんので、今後、また取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、議会議長会議、農業委員会会長会議等も開催していきます。

また、新市の中で1,500本弱の条例・規則等がございますが、その作業を進めるために、例規作業部会を総務部会の文書法制・選挙・庁舎管理分科会の中に設置しております。

それから次回の提案項目としましては、C群ということで、そこに書いてございます5つの協定項目を提案させていただく予定としております。以上で終わります。

森卓朗会長

ただいま事務の進捗状況について、説明をいたしました。何かこの事務の進捗状況について、ご意見、ご質問ございませんか。

なしということでございます。この項目については、これで終わりいたします。

次に6番目、一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の95ページをお願いいたします。報告の6番目、一部事務組合についてでございます。

まず95ページは参考資料といたしまして、川西薩地区での協議経過でございます。

96ページが、7月10日に発足いたしました川薩地区の協議経過ということで、7月11日から列記してございます。

前回、7月24日、第2回法定協以来の動きといたしましては、下から2段目の8月6日、薩摩東部地区法定協の事務局と打合せをいたしました。宮之城の役場に和気局長等を訪ねまして、これまでの協議経過とスケジュールの確認を行っております。

確認事項といたしましては、7月14日に続きまして、協議検討に必要な資料の作成を改めてお願いいたしました。それから薩摩東部地区のほうも、一部事務組合の提案が9月と予定されておりますので、関係市町村等の協議の話し合いの場の設定をお願いいたしました。

それから8月6日は、し尿処理関係でございますが、現在ございます西薩衛生処理組合の構成市町の担当課長会議が開催されました。1市2町、川内市と樋脇町、東郷町の構成でございます。協議事項といたしましては、一部事務組合の調整方針の案と、今後のスケジュールが協議されております。

確認事項といたしましては、組合を構成する1市2町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することになります。これは制度の確認でございます。それから引き続き今後の考え方といたしましては、新市での体制を想定して協議を進めることとしております。新市における処理体制として、住民サービスの点から、どのような仕組みが望ましいかの協議を行ってまいります。

し尿処理関係では、入来町、祁答院町との関連から、東部衛生処理組合内の協議と併せまして、8月6日も訪問いたしましたけれども、東部地区の法定協との協議を続行してまいります。同時に、甕4村の皆様とも、この一部事務組合の担当者との協議を続けてまいります。以上で報告といたします。

森卓朗会長

ただいま一部事務組合についての、これまでの経過等について、報告をいたしました。何かご質問、ご意見ございませんか。

特別にないようでございます。以上で経過の報告を終わります。

では引き続きまして(4)その他でございますが、委員の皆様方から何かご意見、ご質問はございませんか。

ないようございましたら、事務局のほうから何かないですか。

司会者(川野真司事務局次長)

それでは、次回協議会の開催日程等についてのご報告でございます。

次回は第4回協議会、8月28日、川内市を予定しております。ご審議いただく内容につきましては、98ページでございますが、左端の番号14番から18番までのC群の提案説明がなされる予定でございます。

それから99ページからは、今後の日程等が記載してございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、次回協議会の開催につきまして、第4回目、8月28日午後1時半から、川内市のホテル太陽パレスで行われるということでございます。何かこの件でご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。どうか大変お忙しいでしょうけれども、また次回も万障お繰り合わせご出席をいただきますように、お願いをいたします。

以上で予定されました協議事項等につきまして、全部議了いたしましたところでございます。大変たくさんの事務事業につきまして、調整をしていかなければならない、特別にまた税

の問題、補助金等の問題等、大変これからいろんな調整が必要かと存じますが、どうかひとつそれぞれの団体におかれまして、お持ち帰りをいただきまして、次回にいろいろとまた素晴らしい提案をしていただきますように、お願いを申し上げます。

今日は2時間に渡る、延々、休憩も取りませず、会議をずっと続行してまいりまして、大変お疲れになったのではなかろうかと存じます。皆さん方のご協議に対しまして感謝申し上げます、一応、座長の役目を終わらせていただきます。ご苦勞様でした。

司会者（川野眞司事務局次長）

それではこれで第3回川薩地区法定合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長